

令和8年度版

神流町の介護保険

医療・介護事業者情報



神流町の介護保険 ＜目次＞

介護保険サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度について	…1
介護予防・日常生活支援総合事業について	…1
要介護・要支援認定とは	…3
サービスを利用するには	…3
神流町で利用できる在宅サービスについて	…7
施設サービスについて	…11
サービスを利用したときの費用について	…13
神流町の介護予防対策について	…15
その他の高齢者サービスについて	…17
神流町の認知症施策について	…25
アドバンス・ケア・プランニング（人生会議）について	…26
神流町地域包括支援センターについて	…27

医療機関及び介護サービス事業者

神流町の医療機関および介護サービス事業者	…28
神流町周辺の医療機関	…29
神流町周辺の施設サービス事業者	…36

介護保険サービス 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度について…

急速な高齢化に伴い、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者が増加しています。一方で、介護期間の長期化・介護する家族の高齢化も進み、家族だけでは十分な介護をすることが難しくなっています。

このような「誰もが直面する切実な問題である介護」を社会全体で支え合い、「誰もが安心して老後の生活を送れる」ことを目的として、平成12年（2000年）に介護保険制度が開始されました。

世の中は2025年を迎え、いわゆる「団塊の世代」が全員75歳以上となります。特に、2040年に向けて85歳以上の人口は増加が見込まれ、医療と介護の複合ニーズを持つ人が増える半面、65歳未満の人口は15%減少すると予測されており、1.5人で1人の高齢者を支えるという深刻な課題が浮き彫りとなっています。

では、私たち個人の想いはどうでしょう。「人の世話にならず、健康に過ごしたい…」と、誰もが願っているのではないのでしょうか。それはとても大切な考え方で、介護保険法では「国民の努力及び義務」として健康の保持増進や適切なサービスを利用することで、その人の有する能力の維持向上に取り組むことが求められています。一人ひとりが要介護状態の予防や改善、そして自立を目指していくことが大切なのです。

そのためには、地域の医療・介護事業者や住民がお互いに連携し、「高齢になってもできる限り住み慣れた地域で、健康で活動的な生活を送ること（地域包括ケアシステム）」を推進し、要介護状態の予防や改善を重視した取り組みで給付の効率化・重点化を進め、費用の抑制を図ると共に、**持続可能な介護保険制度を目指す必要があります**。

全ての人が等しく年齢を重ねていきます。地域で協力し合い、神流町の保健・医療・福祉を育てていきましょう。

介護予防・日常生活支援総合事業について…

平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活総合事業が創設され、神流町では平成29年4月から開始となりました。

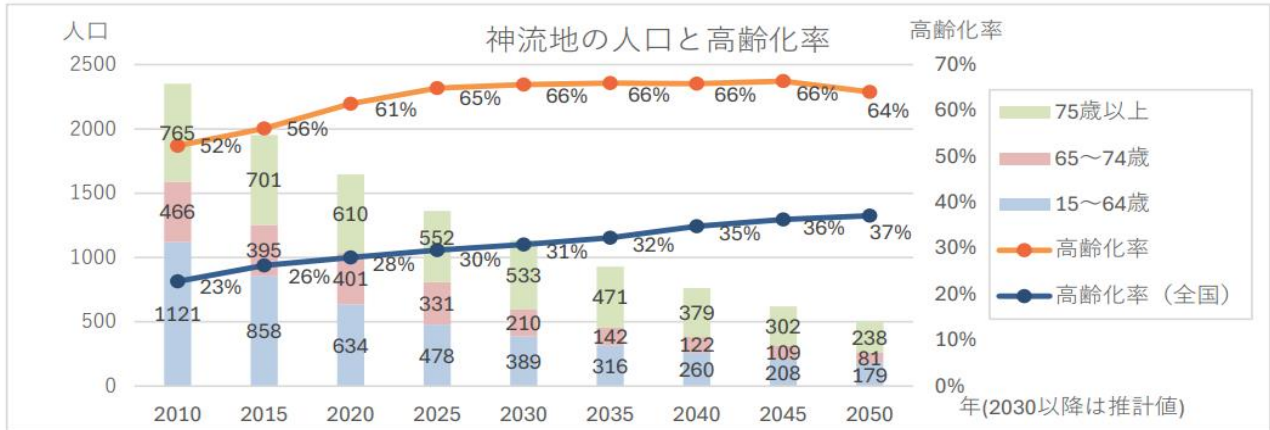
総合事業では、要支援認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

総合事業の開始により、これまでの要支援認定を受けた人が利用していた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、介護予防・生活支援サービス事業に移行されました。

神流町の介護保険事業

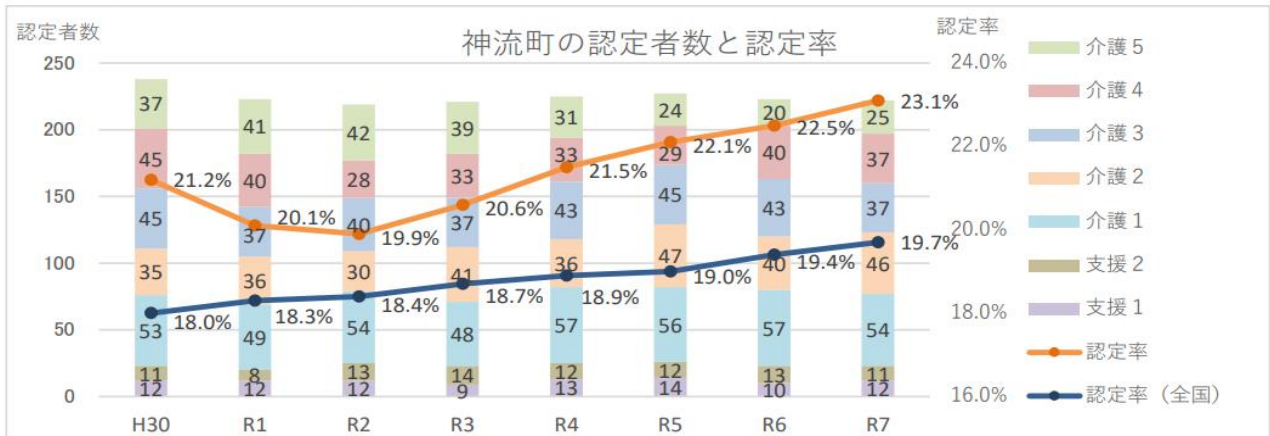
人口と高齢化率

神流町の人口は減少しており、2035年には1,000人を割る見込みです。高齢化率が非常に高く、全国で第3位（令和7年10月時点）の高さです。



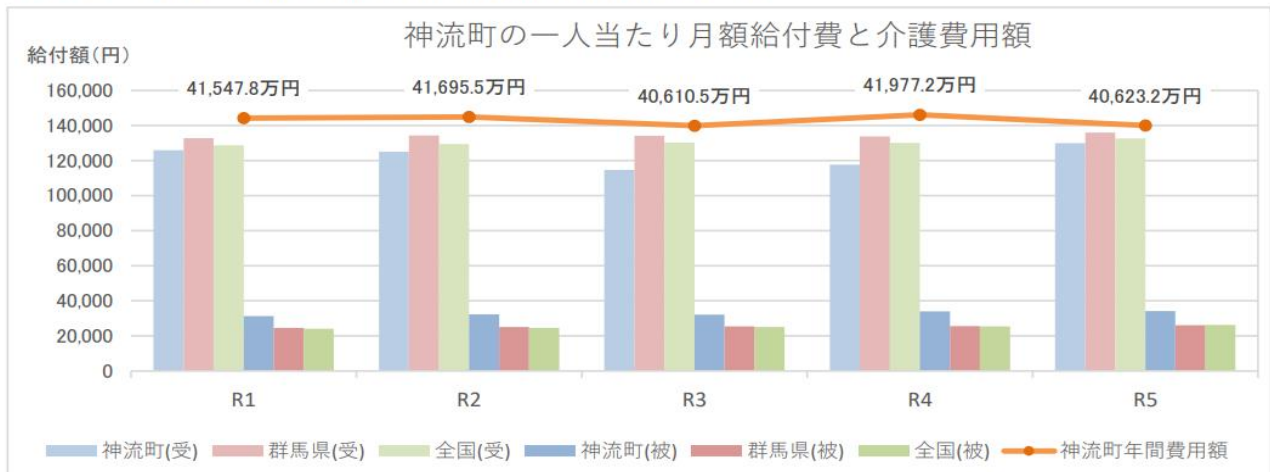
認定者数と認定率

介護保険制度の普及や後期高齢者人口の増加から、認定率は全国的に上昇しています。神流町でも認定者数はほぼ横ばいですが、第1号被保険者数が減少しており、認定率は全国平均よりも高くなっています。



一人当たり月額給付費と介護費用額

神流町では町内で利用できるサービスが限られることから、受給者一人当たりの月額給付費は全国平均を下回りますが、認定率が高いため、被保険者一人当たりの月額費用は全国平均を上回ります。1年間にかかる介護費用額はおおむね横ばいです。



要介護・要支援認定とは…

要介護・要支援認定とは、その人がどのくらいの介護や支援を必要とするかを判定するもので、結果によって対象の介護保険給付や使えるサービスの種類が決まります。

サービスの利用が出来るのは、65歳以上の高齢者（第1号被保険者）と、40歳から64歳で特定疾病によって介護を必要としている方（第2号被保険者）です。

特定疾病とは、主に老化が原因となっている16種類の疾病で、それ以外の原因（交通事故等）では対象になりません。

【特定疾病一覧】

- | | |
|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1. がん（末期） | 10. 早老症 |
| 2. 関節リウマチ | 11. 多系統萎縮症 |
| 3. 筋萎縮性側索硬化症 | 12. 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症及び
糖尿病性網膜症 |
| 4. 後縦靭帯骨化症 | 13. 脳血管疾患 |
| 5. 骨折を伴う骨粗しょう症 | 14. 閉塞性動脈硬化症 |
| 6. 初老期における認知症 | 15. 慢性閉塞性肺疾患 |
| 7. 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
及びパーキンソン病 | 16. 両側の膝関節又は
股関節に著しい変形を
伴う変形性関節症 |
| 8. 脊髄小脳変性症 | |
| 9. 脊柱管狭窄症 | |

サービスを利用するには…

① 窓口相談

サービスの利用を希望する方は、役場の窓口（保健福祉課介護保険係）に相談してください。原則として、利用者本人が役場（本庁・支所どちらでも可）で手続きをします。ただし、要介護状態などで外出が困難な方は、家族や地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者等の代行申請も可能です。

本人の状態や希望するサービスによって、「要介護・要支援認定を受ける」か「基本チェックリストを受ける」かで分かります。

【申請に必要な物】

1. 要介護・要支援認定申請書
（町のホームページからダウンロードできます）
2. 介護保険被保険者証（手元にある場合）
3. 医療保険被保険者証または健康保険被保険者証（医療機関に出す保険証）

②-A. 要介護・要支援認定を受ける

「要介護・要支援認定申請書」を窓口に提出すると、担当者から認定調査の日時や場所を決めるための連絡があります。決められた日に調査員が自宅を訪問し、本人や家族に聞き取りを行います。本人が入院・入所中の場合はその施設で調査を行いますが、原則として「自宅で、家族の立会い」のもと実施しますので、ご協力ください。

認定調査とは、「どれくらいの介護を必要とするかの度合い（介護の量）」を判断するための調査であり、病気の重さを調べるものではありません。

認定調査とは別に、医師の作成する「主治医意見書」も必要となりますので、受診の際に「介護保険の申請をした」旨を医療機関の受付に申し出てください。

「認定調査票」と「主治医意見書」の内容を基に一次判定が行われ、その結果を基に「介護認定審査会」が行われます。審査会で必要な介護の度合い（要介護度）が決定した後、介護保険係から結果通知が届きます。

結果通知の封筒には「認定通知書」と「介護保険被保険者証」「利用者負担割合証」が入っています。手元に届いたら、自分の認定結果や有効期間、負担割合を確認しておきましょう。

新規申請の場合は原則として申請日から30日以内に結果が出ますが、認定調査日の調整等によって前後することもあります。

要介護認定の更新は、有効期限満了日の約2ヶ月前（60日前）から受付開始となります。担当の介護支援専門員に相談し、引き続き介護保険サービスを利用したい場合は、更新申請をしてください。

【認定区分から見た平均的な状態】

低	非該当	時間がかかっても身の回りのことができるなど、自立の状態	1ヶ月の利用限度額(円)
介護が必要な度合い	要支援1	社会的支援を要する状態	50, 320円
	要支援2	重い認知症等がなく心身の状態も安定しているが、社会的支援や部分的な介護を要する状態	105, 310円
	要介護1	心身の状態が不安定であったり、認知症などにより部分的な介護を要している状態	167, 650円
	要介護2	身の回りの世話に何らかの介護を必要とするなど、軽度の介護を要する状態	197, 050円
	要介護3	立ち上がりや片足立ち等の動作が自分一人ではできないなど、中等度の介護を要する状態	270, 480円
	要介護4	歩行や立位などの移動動作が自分一人ではできないなど、重度の介護を要する状態	309, 380円
	高	要介護5	寝たきりなど、最重度の介護を要する状態

②-B. 基本チェックリストを受ける

利用したいサービスが「ヘルパー派遣」や「デイサービス」のみの場合、介護保険の認定を受けなくても「基本チェックリスト」による判定で要支援相当の状態かを判断し、利用することができます。

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べるものです。これにより生活機能の低下がみられると判断された場合、「事業対象者」として「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

「非該当」と判断された場合には、「一般介護予防事業」を利用することとなり、介護（予防）サービスや介護予防・生活支援サービスは利用できません。

③ サービスを利用する

要介護度区分が「要介護1～5」「要支援1～2」および「事業対象者」と決定されると、サービスを利用するにあたり計画の作成が必要になります。「要介護、要支援（予防給付を受ける方のみ）」は居宅介護支援事業者が、「要支援、事業対象者」は地域包括支援センターが“ケアプラン”を作成することができます。

介護度によって1ヶ月に利用できるサービスの量が決まっていたり、サービス種類や事業所、利用者負担割合によっても利用料金が違いますので、事前の調整が大切です。

在宅でのサービス利用を希望する方は下記の事業所まで、施設入所中や入所予定の方は利用施設に、お気軽にお問い合わせください。

ケアプランは自己作成することもできます。この場合、利用するサービス事業者との調整や保険者（神流町）の承認を得るなどの作業を毎月行っていただきます。その際には地域包括支援センターで作業手順の説明を受け、本人や家族が直接行うこととなります。

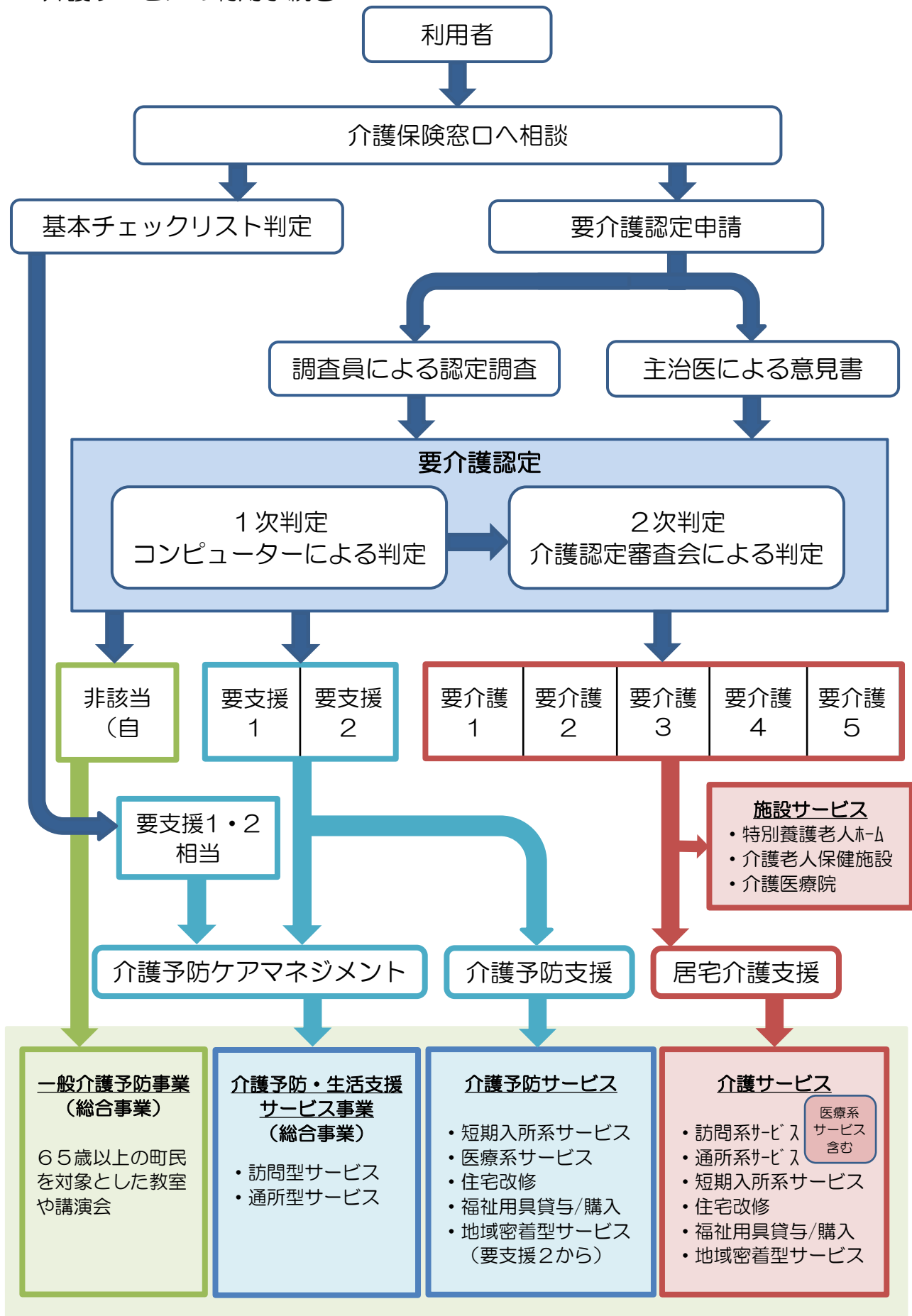
【要介護1～5、要支援1・2】 ※居宅介護支援事業所はどの事業所を選んでも問題ありませんが、住んでいる地区にある事業所を選ぶ人が多いです。

地区	事業所名	住所	電話番号	営業時間
旧中里	神流町 社会福祉協議会	神流町大字 神ヶ原 430番地1	(0274) 58-2781	8:30～ 17:15 土日祝日・ 年末年始は休み
旧万場	居宅介護支援 センター やまの花	神流町大字 万場207番地	(0274) 20-5200	8:30～ 17:30 日・祝日は休み

【要支援1・2、事業対象者】

地区	事業所名	住所	電話番号	営業時間
町内 全域	神流町地域包括 支援センター	神流町大字 万場90番地6	保健福祉課直通： 050- 3665-0341	8:30～ 17:15 土日祝日・ 年末年始は休み

介護サービスの利用手続き



神流町で利用できる在宅サービスについて…

神流町には、介護系のサービス事業所が2ヶ所あります。医療系のサービス事業所はありませんので、必要に応じて町外の事業所と契約を結び、サービスを利用することとなります。

距離の問題で、神流町が営業の範囲に入っていないサービス事業所も多くありますので、利用にあたっては担当のケアマネジャーに相談してください。

① 居宅で利用するサービス

訪問介護：要介護1～5
訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、日常生活上必要な支援である入浴・排泄・食事等の「 <u>身体介護</u> 」や通院等を支援する「 <u>外出支援</u> 」、調理・掃除・買い物等の「 <u>生活援助</u> 」を行います。 ※「生活援助」は、一人暮らしや家族が病気などで家事を行うことが難しい場合に頼むことができますが、家族のための食事や家族の部屋の掃除、犬の散歩や草むしりなどは頼むことができません。
訪問型サービス：要支援1・2、事業対象者
訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、利用者が自力で行うことが困難な行為について、 <u>介護予防</u> を目的として必要性や適切な期間・方法などを判断したうえで、日常生活の支援を行います。
訪問看護：要介護1～5
主治医の指示により看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。
介護予防訪問看護：要支援1・2
主治医の指示により看護師等が居宅を訪問し、 <u>介護予防</u> を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション：要介護1～5
自宅での訓練が必要な場合、主治医の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練を行います。
介護予防訪問リハビリテーション：要支援1・2
<u>介護予防</u> のため、自宅での訓練が必要な場合、主治医の指示により理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、利用者ごとに作成した計画に基づく機能訓練を行います。
訪問入浴介護：要介護1～5
浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、入浴の介助を行います。
介護予防訪問入浴介護：要支援1・2
浴槽を積んだ入浴車で居宅を訪問し、 <u>介護予防</u> を目的とした入浴の介助を行います。 ※疾病等のやむを得ない理由で家庭での入浴が困難な場合、利用できます。

② 日帰りで利用するサービス

通所介護：要介護1～5

デイサービスセンターに通い、健康チェックや入浴・食事等の提供とその介護、日常の動作訓練などが受けられます。

通所型サービス：要支援1・2、事業対象者

デイサービスセンターで入浴や食事等の日常生活の支援、生活行為向上のための支援、運動機能の向上訓練などが受けられます。

通所リハビリテーション：要介護1～5

主治医の指示により、理学療法士や作業療法士等がいる介護老人保健施設等に通い、そこで機能訓練などが受けられます。

介護予防通所リハビリテーション：要支援1～2

介護老人保健施設等に通い、入浴や食事等の日常生活上の支援、生活行為向上のための支援、リハビリテーションなどが受けられます。

③ 施設での短期入所サービス（ショートステイ）

短期入所生活介護：要介護1～5

介護の必要な人が特別養護老人ホーム等に短期間宿泊し、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練などが受けられます。

介護予防短期入所生活介護：要支援1・2

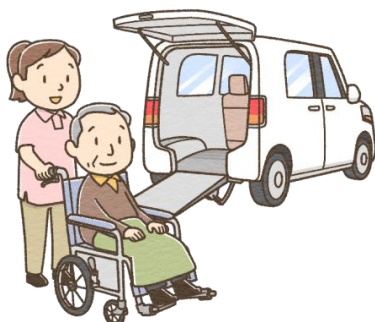
特別養護老人ホーム等へ短期間宿泊し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

短期入所療養介護：要介護1～5

短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の施設に宿泊し、看護や医学的管理下における介護や必要な医療などが受けられます。

介護予防短期入所療養介護：要支援1・2

短期間、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の施設に宿泊し、医師の管理のもとに療養のために必要な医療などが受けられます。



④ 福祉用具の貸与

福祉用具貸与（レンタル）：要介護1～5

日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。

介護予防福祉用具貸与（レンタル）：要支援1・2

福祉用具のうち、介護予防に役立つものを借りられます。

【貸与の対象となる福祉用具品目】 ※介護度により利用制限があります

1. 車いす
2. 車いす付属品
3. 特殊寝台（介護用ベッド）
4. 特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）
5. 床ずれ防止用具
6. 体位変換器
7. 手すり（工事不要のもの）
8. スロープ（段差解消のもので、工事不要のもの）
9. 歩行器
10. 歩行補助つえ
11. 認知症老人徘徊感知機器
12. 移動用リフト（つり具の部分を除く）
13. 自動排泄処理装置

これらの貸与品目のうち、以下の4品目については貸与か販売かを選ぶことができます。

- ① 固定用スロープ
- ② 歩行器
- ③ 単点杖
（松葉杖をのぞく）
- ④ 多点杖

⑤ 福祉用具の購入

特定福祉用具購入：要介護1～5

入浴や排泄などに利用する福祉用具のうち、日常生活の自立や介護に役立つものの購入費が支給されます。

特定介護予防福祉用具購入：要支援1・2

入浴や排泄などに利用する福祉用具のうち、介護予防に役立つものの購入費が支給されます。

【購入の対象となる福祉用具品目】

1. 腰掛便座（ポータブルトイレや据置き便座等）
2. 自動排泄処理装置の交換可能部分
3. 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、入浴台等）
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具の部分
6. 排泄予測支援機器

購入できる額は、年間10万円が上限です。いったん購入費全額を支払いますが、申請により利用者負担割合に応じた返還金が支給されます。

県の指定事業者で購入した場合に限られ、また、利用者の心身の状態などから利用が想定しにくい用具は、対象にならない場合があります。購入前に担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、介護保険係に相談してください。

⑥ 住宅改修

(介護予防) 住宅改修費の支給 : 要支援1~要介護5

心身の機能が低下している高齢者に対し、自宅での日常生活動作の支援や介護する人の負担軽減を目的として住宅改修をする場合、その費用が支給されます。

【住宅改修費の支給対象となる改修】

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止、移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. その他これらの住宅改修に付帯して必要となる改修

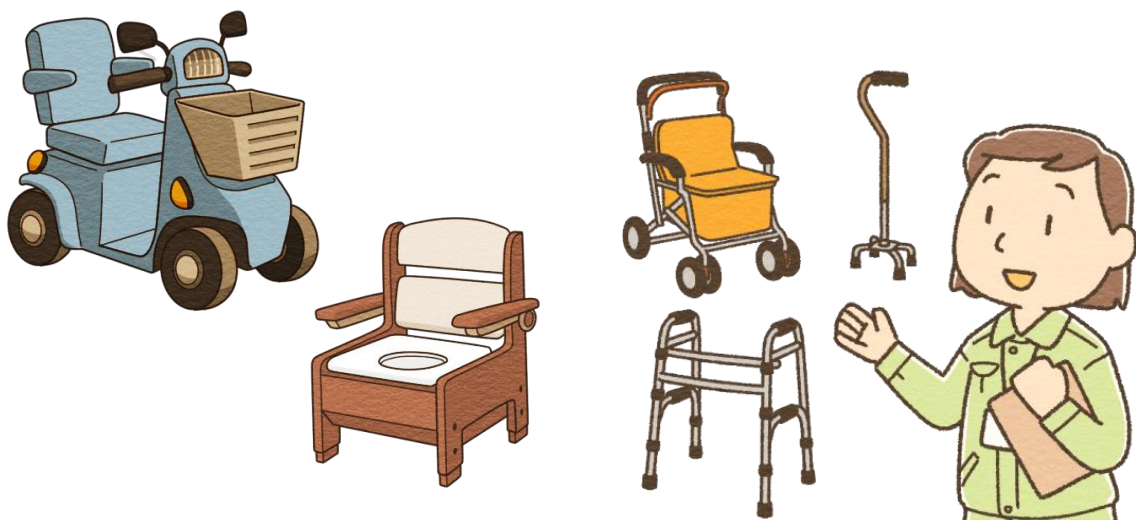
改修費の上限額は20万円までで、原則として同一の住宅で、限度額の範囲内であれば分割して利用することができます。いったん購入費全額を支払いますが、申請により利用者負担割合に応じた返還金が支給されます。着工前に介護保険係に事前申請し、承認を得る必要があります。また、ケアマネジャーの作成する書類も必要なので、必ず、改修着工前に担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、介護保険係に相談してください。

⑦ 地域密着型サービス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 : 要支援2~要介護5

介護が必要な認知症高齢者を対象に、少人数による共同生活の中で、入浴・排泄・食事等の日常生活上の介護を行います。認知症の進行を遅らせ、自立した生活が送れるよう支援します。

※要支援1の人は利用できません。



施設サービスについて…

介護保険施設

① 介護老人福祉施設

介護老人福祉施設とは「特別養護老人ホーム」のことであり、日常生活に常に介護が必要で、在宅生活が困難な人が生活する施設です。

介護職員が多く配置されており、個別の施設サービス計画に基づき、必要な介護サービスを受けることができます。

※入所対象者は、原則として「要介護3～5」の認定を受けた人です。

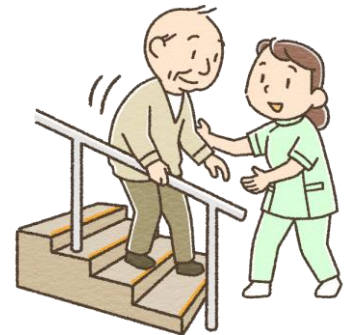


② 介護老人保健施設

病状が安定していてリハビリテーションや看護・介護を必要とする人に対し、医学的な管理の下で個別の施設サービス計画に基づき、在宅復帰を目指して日常生活の世話や機能訓練などを行う施設です。

理学療法士や作業療法士等が必ず配置されています。

※入所対象者は、「要介護1～5」の認定を受けた人です。



③ 介護医療院

重篤な身体疾患を有する認知症高齢者の人等に長期療養等を行い、医療・介護の機能の他、生活施設としての役割を持つ施設です。

※入所対象者は、「要介護1～5」の認定を受けた人です。



その他の高齢者福祉施設（介護保険外）

① 養護老人ホーム

原則65歳以上の人で、家族や住居の状況等の環境上の理由及び被保護世帯（生活保護受給者）や、市町村民税非課税世帯に属する等の経済的理由により、在宅において生活することが困難な場合に、市町村の措置により入所させ、養護する施設です。

入所者が自立した生活を営むことができるよう支援、社会復帰の促進に資する助言・指導、その他の援助を行うことを目的として、地方自治体や社会福祉法人により設置・運営されています。

「措置入所」…市町村が法律に基づいて、要援助者を施設等に入所させること。

② 軽費老人ホーム

低所得階層に属する60歳以上の人で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な人に、定額な料金で利用していただく施設です。

群馬県内には給食サービスがついている「A型」と、高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を提供する「ケアハウス」があり、原則として県内に1年以上住んでいる人が入居の対象となります。

③ 有料老人ホーム

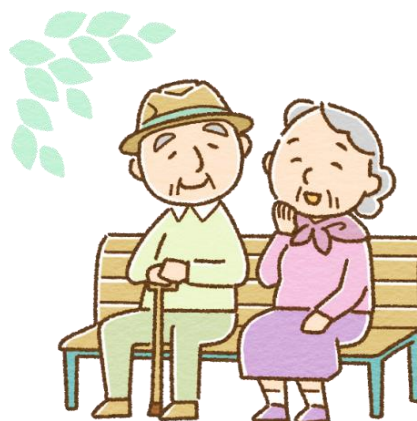
入居した高齢者に対し、「食事の提供」「介護の提供」「洗濯掃除の家事」「健康管理」のいずれかのサービスを提供している施設です。

県内のサービス付き高齢者向け住宅については、全て有料老人ホームとしても該当しています。

介護付：施設の職員が直接介護サービスを提供します。

住宅型：入居者が選択した外部サービスを利用します。

健康型：介護認定を受けたら退去します。



サービスを利用したときの費用について…

介護サービスを利用したときは、「利用者負担割合（1割、2割または3割）」に応じた額（利用者負担額）を支払います。

利用するサービスの種類や介護度によっても料金が変わりますので、ケアマネジャーやサービス事業者と、利用前にしっかり調整することが大切です。

また、所得が低い人などの利用者負担が重くなり過ぎないように、利用者負担を軽減する制度があります。正しく制度を活用し、必要なサービスを適切に利用しましょう。

【利用者負担割合について】

本人の合計所得金額（年金以外の収入）が220万円以上 かつ、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の 「年金収入+その他の合計所得金額」が…	
①単身世帯340万円以上、2人以上世帯463万円以上	3割負担
②単身世帯280万円以上340万円未満、 2人以上世帯346万円以上463万円未満	2割負担
③単身世帯280万円未満、2人以上世帯346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額（年金以外の収入）が160万円以上220万円未満 かつ、本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の 「年金収入+その他の合計所得金額」が…	
①単身世帯280万円以上340万円未満、 2人以上世帯346万円以上463万円未満	2割負担
②単身世帯280万円未満、2人以上世帯346万円未満	1割負担
本人の合計所得金額が160万円未満	1割負担

利用者負担割合は、要介護・要支援認定を受けた人や事業対象者に対して町が交付する「介護保険負担割合証」により確認できます。

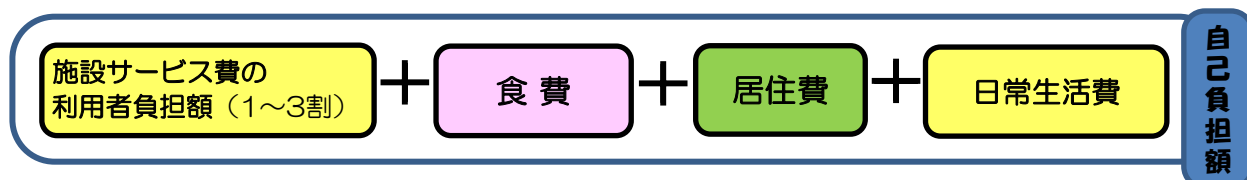
【高額介護（予防）サービス費について】

利用者負担 段階区分	・生活保護受給者 ・町民税非課税世帯 で、老齢福祉年金受 給者	町民税非課税世 帯で、年金収入 が80.9万円以下 等	町民税非課税世 帯で、第2段階に 該当しない方	本人または家族 が町民税課税者 年収：380万円～ 770万円未満	本人または家族 が町民税課税者 年収：770万円～ 1,160万円未満	本人または家族 が町民税課税者 年収： 1,160万円以上
月額の上 限額	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	93,000円	140,100円

利用者負担が重くなり過ぎないように、1ヶ月に支払った利用者負担額が世帯合計で一定額以上を越えたときは、その超えた分が払い戻されます。（**高額介護（予防）サービス費**）

対象者には町から申請書が送られてきますので、払い戻しを受ける方は町に申請して下さい。

施設サービスを利用したときには、利用者負担額に加えて食費（食材費等）・居住費（部屋代や光熱費等）・日常生活費（医療費や理美容代等）の自己負担が生じます。



【特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）について】

利用者負担 段階区分		第1段階	第2段階	第3段階		第4段階
		<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給しており、預貯金が… 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	町民税非課税世帯で年金収入が80.9万円以下で、預貯金が… 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	町民税非課税世帯で第2段階に該当しない方の年金収入が… 80.9万円～120万円以下で、預貯金が… 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下		120万円以上で、預貯金が… 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
負担の種類						
施設での食費		300円/日 (0.9万円)	390円/日 (1.2万円)	650円/日 (2.0万円)	1360円/日 (4.1万円)	令和8年8月に 改定が予定 されています！
短期入所の際の食費			600円/日 (1.8万円)	1,000円/日 (3.0万円)	1,300円/日 (4.0万円)	
施設での 居住費	多床室	特養	0円/日 (0万円)	430円/日 (1.3万円)		915円/日 (2.8万円)
		老健 医療院				437～697円/日 (1.3万円)
	個室	特養	380円/日 (1.2万円)	480円/日 (1.5万円)	880円/日 (2.7万円)	1,231円/日 (3.7万円)
		老健 医療院	550円/日 (1.7万円)		1,370円/日 (4.2万円)	1,728円/日 (5.3万円)
		ユニット型 準個室	550円/日 (1.7万円)		1,370円/日 (4.2万円)	1,728円/日 (5.3万円)
ユニット型 個室	880円/日 (2.6万円)		1,370円/日 (4.2万円)	2,066円/日 (6.1万円)		

※（ ）内の表示は、ひと月分の金額です。

低所得者等の施設利用が困難にならないよう、一定の要件に該当する人が、介護保険施設及び短期入所サービスを利用したときの、食費と居住費の負担限度額が定められています。（特定入所者介護（予防）サービス費：補足給付）事前に町に申請し、「負担限度額認定証」を受け取る必要があります。ただし、世帯が分離している配偶者が町民税課税の場合や、預貯金等が一定額を超える場合は対象となりません。

その他、低所得等の一定基準を満たす人が、届出のある社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用した場合、利用者負担が軽減される制度もあります。（社会福祉法人等による利用者負担の軽減）

- 軽減対象者：要介護（要支援）認定を受け、町が低所得であると認定した人
 事前に町に申請し、「利用者負担軽減確認証」を受け取る必要があります。
- 対象サービス：訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・特別養護老人ホーム等
- 減額対象：利用者負担額、食費、居住費（滞在費）および宿泊費

神流町の介護予防対策について…

町内のすべての高齢者を対象とした、自立支援のための取り組みです。地域で「生きがい」や「役割」をもって生活していくため、健康維持と介護予防につながるような運動や講演会等を行います。（介護予防普及啓発事業）

最近の研究では、年齢を重ねても適切なトレーニングを行うことで、筋力が向上できることが分かってきました。積極的に介護予防・社会活動への参加をし、地域で支え合いながら健康的な生活を継続していきましょう。

65歳以上のすべての人が参加でき、会場まで来るのが困難な方には送迎も行います。

予定は急に変わることがあります。詳細は広報やふれあいネットによる開催案内の他、地域包括支援センターまでお気軽にご連絡ください。☎ 050-3665-0341（保健福祉課直通）

① 運動機能向上：おたっしゃ運動教室

開催時期	5月～11月頃（基本的に月2回、金曜日、全12回）
開催時間	10：00～11：30
場 所	こいこいあいランド会館2階
内 容	椅子に腰かけ、音楽に合わせてながら、ゆっくりとストレッチや筋力体操を行います。

② 認知機能向上：脳若教室

開催時期	5月～7月頃（基本的に月1回、火曜日、全5回）
開催時間	13：30～15：00
場 所	健康づくり支援センター
内 容	電子機器を使用して、ゲーム感覚で簡単な認知機能トレーニングを行います。

③ 低栄養改善：神流町シニア元気アップ教室

開催時期	9月～12月頃（基本的に月1回、全4回）
開催時間	10：00～13：30（3回目のみ講話のため、午後開催）
場 所	保健福祉センター（社会福祉協議会2階）
内 容	管理栄養士による栄養講話と調理実習、歯科医師や外部講師による講話を行います。作った食事は、会食か持ち帰りとなります。

④ ノルディック・ウォーク講習会

開催時期	10月～12月（全4回）
開催時間	13：30～15：30
場 所	神流川公園・こいこいあいランド会館周辺
内 容	両手にポールを持ってリズムよく歩くことで、転倒予防のための体づくりを促します。（ポールの貸出あり）

⑤ 介護予防講演会

介護予防に関する講演会を行う等、情報を発信します。ご要望があれば、皆様の地域の集いの場（サロン等）にお伺いして講話等も行いますので、お気軽にご相談ください。



その他の高齢者サービスについて…

神流町で暮らす高齢者に対し、町独自のサービスを提供して、地域での暮らしを支えています。詳しい内容については、各サービスの問い合わせ先にご連絡下さい。

「暮らしの便利帳」にも情報が掲載されておりますので、ご活用ください。

日常生活のサービス

① 配食サービス

対象者	①65歳以上で、調理が困難な方 ②65歳以下で、心身の障害や疾病等の理由により調理が困難な方や定期的な見守り、低栄養の改善を必要とする方
内容	週4回（月・水・木・金）のうち、希望する曜日に昼食を配達します。 ・一般食（ご飯、おかず、汁物）…300円 ・おかず食（おかず、汁物）…200円
問い合わせ	保健福祉課 福祉係：050-3665-0341（課直通）

② 高齢者訪問事業

対象者	①65歳以上のひとり暮らしの方 ②虚弱な高齢者夫婦のみの世帯や、日中独居となる世帯
内容	1～3ヶ月毎に訪問し、安否確認や悩み事相談、関係機関への取り次ぎを行います。
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

③ ごみの自宅収集

対象者	以下の理由で、ゴミステーションまでのゴミ出しが困難な方 ①65歳以上の独居の方や、世帯全員が65歳以上の方 ②身体機能に支障のある方
内容	自宅へ伺い、ゴミの収集（有料）を行います。 【申し込み方法および利用料】 月曜日の午前9時～10時の間に、クリーンセンターへ直接電話で申し込んでください。 ・ゴミ袋1袋につき、200円 ・ダンボールや新聞紙等は、1しぼりにつき、200円 ※月曜日が祝祭日の場合は実施しません。
問い合わせ	住民生活課 環境衛生係：050-3665-0340（課直通） クリーンセンター：20-6116

④ よってけや 商品お届けサービス

対象者	買い物に出かけるのが困難な方
内容	<p>神ヶ原の「よってけや」店内にある商品（食品や日用品等）をご自宅までお届けします。</p> <p>【取扱い商品例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン ・即席めん ・飲料 ・お菓子 ・洗剤 ・トイレトペーパー など <p>【配達料】 1回 100円 ※配達は町内に限ります。</p> <p>【営業日時】 月曜日～金曜日 ※年末年始・祝日を除く 午前10：00～午後4：00</p>
問い合わせ	買い物弱者対策公設販売所「よってけや」：58-2256

⑤ 悪質電話対策機器購入費補助金

対象者	<p>①65歳以上の独居の方や、世帯全員が65歳以上の方</p> <p>②町長が特に必要と認めた方</p>
内容	<p>通話録音機器や着信拒否機器、またはそれらが内蔵された電話機の購入費を補助します。</p> <p>※1世帯につき1回、1台限り ※補助率…1/2（補助金の限度額は5,000円）</p>
問い合わせ	総務課 地域安全係：050-3665-0338（課直通）

⑥ 住宅改造費補助

対象者	<p>①65歳以上の方のいる世帯</p> <p>②身体・知的・精神の障害者のいる世帯</p> <p>③年度内において、18歳未満の者のいる世帯</p>
内容	<p>住宅の機能・性能を維持または向上させるため家屋の補修等をする場合、工事費用の一部を補助します。</p> <p>※補助率…1/3（補助金の限度額は20万円） ※前の申請から5年以上経過していれば、再度利用が可能</p> <p>【対象工事の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 廊下・便所・浴室・玄関等の手摺の取り付け 2. 廊下・便所・浴室・玄関等の段差解消や段差解消機等の設置工事 3. 滑り防止、移動の円滑化等のための材料変更 4. ドアから引き戸への取り換え、ドアノブの変更等 5. 和式便器から洋式便器への取り換え 6. 廊下や便所等のスペース拡張 7. 便所や浴室と寝室等の距離の短縮等 8. その他、1～7に附帯する工事
問い合わせ	保健福祉課 福祉係：050-3665-0341（課直通）

⑦ 生活福祉資金貸付事業

対象者	①低所得世帯 ②高齢者世帯 ③障害者世帯
内容	生活を経済的に支えるとともに、その在宅および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 【資金の種類】 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援費 ・福祉費 ・緊急小口資金 ・住居入居費 ・就学支度金 ・不動産担保型生活資金 ・一時生活再建費 ・教育支援費
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

⑧ 高齢者向け地域有料賃貸住宅「奴郷団地」

対象者	以下のすべてに該当する方 ※入居者の選定においては、審査を行います。 ①神流町に住所を有する（有することとなる）方 ②自立した生活を送れる60歳以上の方 ③町税や町使用料などを滞納していない方 ④ひと月の所得が38万7千円以下の方
内容	バリアフリーで、安全な住まいに配慮された町営住宅です。 ※希望者は、通常の配食サービスと合わせて月～土曜の1日3食の配食サービスが受けられます。 【設備】 <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン ・IH式キッチン ・照明器具 ・ウォシュレット付暖房便座 ・洗面、浴室内手すり ・（共有）洗濯機および乾燥機 【家賃】 月額 18,000円 ※共益費含む、敷金等なし
問い合わせ	保健福祉課 福祉係：050-3665-0341（課直通）

⑨ 高齢者能力活用センター事業（旧シルバー人材センター）

対象者	原則として60歳以上の健康で働く意欲のある会員 ※会員登録はどなたでもできます。
内容	元気で働くことにより、地域社会とのふれあいを高め、いきいきとした生活を楽しむためのシステムです。 【働く時間】 平日（月～金）の午前8：00～午後5：00 ※午前中のみ・午後からの合流等、働く時間を調整できます。 ※事前の申し出で、都合に合わせて休むこともできます。 【仕事内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・植木選定 ・樹木伐採 ・除草剤散布、消毒 ・農耕（畑仕事） ・除草、下刈り ・粗大ごみ運搬 ・清掃、片付け、雑役等 ・墓地の管理 ・空き家管理 ・家事援助 ・その他の作業
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

移動のサービス

⑩ 敬老割引乗車証明書

対象者	満65歳以上で、日本中央バスを利用される方
内容	証明書に記された区間の、路線バスの運賃の約半額を補助します。
	保健福祉課 福祉係：050-3665-0341（課直通）

⑪ 公共交通空白地有償運送事業（メジロ）

対象者	①65歳以上で、原則として要介護認定を受けていない方 ②身体障害者・療育・精神保健福祉手帳を交付されている方
内容	町内の行きたい場所へ送迎します。 社会福祉協議会に会員登録（年1,000円）を行い、利用希望日の前日までに電話で予約をしておけば、予約された時間に、指定の場所までお迎えに行きます。 【運行について】 ・ 祝日・年末年始を除く平日（月～金） 午前9：00～午後4：30 ・ 片道200円 ※行き先を1か所追加する場合、200円の追加料金で対応可能
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

⑫ 福祉車両貸与事業

対象者	以下のいずれかに該当する方を介護する家族 ①65歳以上の寝たきりの方 ②要援護高齢者および身体障害者手帳を交付されている方
内容	貸出期間を5日間までとして、車椅子仕様車等の福祉車両を貸し出します。
	神流町社会福祉協議会：58-2781

交流のサービス

⑬ ひとり暮らし高齢者交流会事業

対象者	原則として、65歳以上で独居の方
内容	家に閉じこもりがちなたひとり暮らし高齢者を対象に、相互の交流を深めながら孤独感の解消を図り、住み慣れた地域でいきいきと暮らすことを目的としています。 参加費：700円 ※バスハイク等の場合は、料金が変わります。
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

⑭ 認知症予防教室事業「けやきくらぶ」

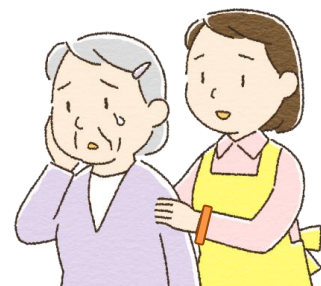
対象者	おおむね60歳以上の方
内容	万場と中里の両地区で月1回ずつ開催し、簡単なストレッチやレクリエーションで、認知症の予防を目指します。定期的に認知症の評価も行います。 参加費：200円
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

⑮ ミニデイサービス事業「日向ぼっこの会」

対象者	サロン活動のない地区にお住まいの65歳以上の方で、介護保険で要介護認定を受けていない方
内容	介護予防の一環として、下記の地区で月1回開催され、対象となる高齢者が楽しめるようなレクリエーションや季節の行事を行います。生きがいづくりや閉じこもりの防止に繋がられるよう、楽しく過ごせる時間を提供します。 【対象地域】 生利・万場/黒田/塩沢/船子/青梨/伝田郷/宮越/間物・魚尾/平原・西部 【開催日時】 各地域ごとに開催する曜日が決められています。 ・毎月1回、午前9：30～11：30 ・参加費：100円
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

⑯ 認知症を考える「オレンジカフェ」

対象者	制限なし
内容	認知症の人やその家族だけでなく、地域住民やボランティア等、様々な年代の人も参加し、交流を楽しむ場です。必ず介護の専門職が参加していますので、認知症について学んだり、介護相談も受け付けています。 【開催場所】 奴郷団地…第4木曜日の午後1：30～3：30 参加費：1人 300円
問い合わせ	保健福祉課 地域包括支援係：050-3665-0341（課直通） シエステ やまの花：20-5200



医療と介護のサービス

⑰ 認知症初期集中支援チームの派遣

対象者	40歳以上で在宅で暮らしており、以下のような認知症の症状で困っている方 ①認知症の疑いがあるが、受診したがない ②継続して受診ができない ③適切な介護サービスを受けたがない ④認知症の症状が著しく、対応に困っている
内容	医療と介護の専門職がご家庭に訪問して助言や支援を行い、医療や介護のサービスに繋がります。
問い合わせ	保健福祉課 地域包括支援係：050-3665-0341（課直通）

⑱ 福祉日常生活用具貸与事業

対象者	①身体機能に支障のある高齢者（自立～要支援2まで） ②体幹機能に障害のある方
内容	在宅で生活するうえで、自立の支援や介護者の負担軽減を目的に、日常生活用具の貸し出しを行います。 【貸与する品目と月額使用料】 ・特殊寝台（1モーター・2モーター）…200～300円 ・車椅子（自走型・介助型）…100円 ※別に運搬費（ベッド500円、その他300円）が必要です。
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

⑲ ねたきり老人等紙おむつ給付事業

対象者	①おおむね65歳以上の、要介護4または5に相当する方 ②常時排泄の介護が必要な、身体障害者手帳の交付を受けている方
内容	1回あたり、紙おむつ（3種類のタイプから選択）100枚と、おしり拭き2パックが給付されます。 ※世帯の生計中心者の所得税課税状況により、給付回数が変わります。（課税世帯…年3回、非課税世帯…年6回）
問い合わせ	保健福祉課 福祉係：050-3665-0341（課直通）



⑳ 日常生活自立支援事業

対象者	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で、判断能力が不十分な方
内容	以下の支援をします。 ①福祉サービスに関する情報提供や選択の助言 ②利用手続きの援助（申し込み手続きの同行や代行） ③日常的な金銭管理（税金、公共料金、日常生活に要する預貯金の払い出し）
問い合わせ	神流町社会福祉協議会：58-2781

㉑ 介護慰労金の支給

対象者	町が認定した、以下の要件を満たした要介護高齢者を介護している方 ①満65歳以上で、町内に居住している寝たきりまたは認知症高齢者 ②要介護4以上に相当する状態が、1年以上継続している ③年間100日以上、在宅生活を離れていない ④福祉手当等の支給を受けていない ⑤介護保険について、過去1年間の介護サービス費の合計が100万円以下である ※住宅改修や福祉用具の貸与・購入は除く ⑥地域支援事業の「介護自立支援事業」による金品の支援を受けていない
内容	要介護者1人につき、年額12万円が支給されます。
問い合わせ	保健福祉課 福祉係：050-3665-0341（課直通）



② インフルエンザ予防接種の助成

対象者	①65歳以上の方 ②60～64歳の一部障害者（心臓・腎臓・呼吸器に重い障害がある方）
内容	インフルエンザワクチン接種費用の一部（上限額3,800円以内）を町が負担します。 【接種および助成の方法】 ・町内診療所及び県内の接種協力医療機関へ個別で予約し、接種して下さい。 ・接種費用を全額支払った場合、上限額以内で助成しますので、接種後1ヶ月以内に助成金の申請をしてください。 ※生活保護世帯の方は、証明書より全額免除になります。
問い合わせ	保健福祉課 保健係：050-3665-0341（課直通）

③ 肺炎球菌ワクチン接種の助成

対象者	①定期接種：65歳の方で、初めて定期接種を受ける方 ②任意接種：定期接種の対象外で、助成金を受けていない方
内容	①定期接種：接種費用の一部（上限額6,500円以内）を町が負担します。 ②任意接種：接種費用の一部（上限額3,500円以内）を町が負担します。 【接種および助成の方法】 ・町内診療所及び県内の接種協力医療機関へ個別で予約し、接種して下さい。 ・接種費用を全額支払った場合、上限額以内で助成しますので、接種後1ヶ月以内に助成金の申請をしてください。 ※生活保護世帯の方は、証明書より全額免除になります。
問い合わせ	保健福祉課 保健係：050-3665-0341（課直通）

④ 帯状疱疹ワクチン予防接種の助成

対象者	本町に住所を有する50歳以上の方
内容	以下の各ワクチンの接種費用の一部（上限額以内）を町が負担します。 ①水痘ワクチン…7,000円（上限額） ②帯状疱疹ワクチン…1回につき15,000円（上限額） 【接種および助成の方法】 ・町内診療所及び県内の接種協力医療機関へ個別で予約し、接種して下さい。 ・接種費用を全額支払った場合、各ワクチンの上限額以内で助成しますので、接種後1ヶ月以内に助成金の申請をしてください。 ※生活保護世帯の方は、証明書より全額免除になります。
問い合わせ	保健福祉課 保健係：050-3665-0341（課直通）

神流町の認知症施策について…

認知症は誰もがなりうるもので、家族や身近な人が認知症になることも含めて、多くの人にとって「我が事」になっています。認知症になっても尊厳が守られ、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、『共生』と『予防』を中心として、住民の皆様とともに関係機関も協力していける体制づくりに努めています。

認知症に関する情報が、「神流町オレンジガイドブック」に詳しく書かれていますので、是非ご覧ください。

**認知症初期集中
支援チーム**

40歳以上で在宅で暮らしている人が、認知症の症状で困っている場合には、ご相談ください。医療と介護の専門職がご家庭に訪問し、助言や支援を行います。

- 認知症の疑いがあるが、受診したがない
- 継続して受診ができない
- 適切な介護サービスを受けたがない
- 認知症の症状が著しく、対応に困っている

…など

神流町
地域
包括
支援
センター
内に
設置
・
配置
されて
います

**認知症地域支援
推進員**

認知症の状態に応じ、必要なサービスが連携して認知症の人を支える体制づくりを行います。また、認知症に関する知識を広めたり、対応方法の相談にのる等して、地域の認知症ケアの向上を図るための取り組みを行います。

- 認知症カフェの開催
- 認知症サポーター養成講座の開催
- 認知症ケアパスの作成、普及
- 医療や介護等関係者等の連携作り

…など

群馬県では、認知症の早期診断・早期対応や治療を行ったり、自治体と医療・介護関係機関との連携や地域の認知症対応力の向上を目的として、県内に14か所の医療機関を「認知症疾患医療センター」に指定しています。

県内の認知症疾患医療センター一覧

二次医療圏	医療機関名	二次医療圏	医療機関名
前橋	群馬大学医学部付属病院 027-220-8047	吾妻	吾妻脳神経外科循環器科 0279-68-5211
	上毛病院 027-266-1814	利根・沼田	内田病院 0278-24-5359
	老年病研究所附属病院 027-252-7811	伊勢崎	原病院 0270-74-0633
高崎・安中	サンピエール病院 027-347-4477		美原記念病院 0274-20-1700
渋川	田中病院 0279-54-5560	桐生	日新病院 0277-30-3660
藤岡	篠塚病院 0274-20-1103	太田・館林	つつじメンタルホスピタル 0276-57-6366
富岡	西毛病院 0274-63-8120		

※認知症疾患医療センターを受診するためには予約が必要だったり、かかりつけ医の紹介状が必要な場合もありますので、事前に確認をしてから受診して下さい。詳しくは、地域包括支援センターまで、ご連絡下さい。

アドバンス・ケア・プランニング(人生会議)について…

ACP アドバンス ケア プランニング (Advance Care Planning) とは

将来の医療や介護について、あなたを主体に大切な人、医療・介護スタッフが繰り返し話し合いを行い、あなたの「意思決定」を支援する過程のことです。

ACPの目的は「意思」を尊重した最善の医療・介護を通じて、希望に沿った生き方を実現することです。

- 自分の想いを伝えられる時から行い、想いを共有しましょう。
- 人の想いは変化するので、繰り返し話し合うことが大切です。
- もし、「想い」を伝えられなくなった時には、あなたの「意思」を汲み取り、希望に沿った生き方を目指します。



家族と、友人と、医療や介護のスタッフと…みんなでああなたの人生について、話をします。だから「人生会議」なのです。

人生会議を行うきっかけの1つとして、神流町では『わたしのエンディングノート』を作成しました。ご希望の方は、地域包括支援係までご連絡下さい。

神流町地域包括支援センターについて…

高齢者が住み慣れた地域で健やかに暮らせるよう、生活を送るうえでの相談や介護予防等への支援をします。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が協力して業務にあたっています。

また、『在宅医療・介護連携に関する相談窓口』も、地域包括支援センター内に設置されており、在宅医療・介護関係者の連携を支援します。

【主な業務内容】

1. 総合相談支援
高齢者の介護・福祉・健康・医療をはじめ、生活の中での困り事や心配事の相談に応じます。
2. 権利擁護
高齢者が安心して生活できるよう、成年後見制度の普及や虐待への対応、消費者被害の防止に取り組みます。
3. 介護予防ケアマネジメント
要支援認定を受けた人や基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人の介護予防ケアプランを作成します。
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援（地域ケア会議の開催等）
地域のケアマネジャーがより良い介護の支援ができるよう、ケアマネジャー支援や関係機関との連携体制作りに取り組みます。
5. 地域支援事業全般
地域包括ケアシステムの構築のため、地域支援事業に取り組みます。
 - ・在宅医療・介護連携推進事業
 - ・生活支援体制整備事業
 - ・認知症総合支援事業
 - ・地域ケア会議推進事業
 - ・一般介護予防事業
 - ・認知症サポーター養成および活動促進事業 等
6. その他の事業

…お気軽にご相談ください…

神流町保健福祉課 地域包括支援係
（神流町地域包括支援センター）

電話：050-3665-0431（課直通）

※ 休日や夜間は代表電話にご連絡ください ※

※ 担当者が折り返しご連絡致します ※

（0274）51-2111（代表）

医療機関及び介護サービス事業者

神流町の医療機関および介護サービス事業者

神流町の医療や介護はとてもコンパクトですが、その分身近で頼りになる存在です。それぞれの診療所は日常的な診察と健康・療養の指導だけでなく、必要に応じて高度医療を提供する病院を紹介してくれたり、受診に来られない人には往診や訪問診療を行っています。

日々の生活を支える介護サービスは、それぞれ馴染みがあり地域に根付いた事業者が担っています。

【医療機関】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
万場診療所	万場44-3	57-2018	57-2089
中里診療所	神ヶ原430-1	58-2201	58-2216
神流町歯科診療所	万場33-2	57-2019	57-2059

【薬局】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
かなな薬局	万場83	20-5033	20-5034

【介護サービス事業者】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
神流町社会福祉協議会	神ヶ原430-1	58-2781	58-2791
サービス種類 在宅サービス：訪問介護・訪問型サービス 居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント			
シエステやまの花	万場207	20-5200	57-3939
サービス種類 施設サービス：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 在宅サービス：通所介護・通所型サービス （介護予防）短期入所生活介護 居宅介護支援・介護予防ケアマネジメント			



神流町周辺の医療機関

緊急で治療が必要な急性期からリハビリを行う回復期、そして在宅での維持期へと経過していく中で、それぞれの医療機関には役割があり、場合によっては転院が必要なこともあります。

入院設備を持つ病院には転院や退院に向けての相談を受ける窓口があり、関係機関と協力してその後の生活がスムーズに送れるためのお手伝いをします。

【上野村】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
へき地診療所	上野村大字乙父630-1	59-2034	59-2742
へき地歯科診療所	上野村大字乙母94-1	59-2059	59-2059

【藤岡市内の入院設備のある病院】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
公立藤岡総合病院	藤岡市中栗須813-1	22-3311	24-3161
診療科目 総合診療科 / 心療内科 / 神経内科 / 消化器内科 / 循環器内科 / 呼吸器内科 / 血液内科 / 腎臓・リウマチ膠原病科 / 糖尿病内科 / 小児科 / 外科 / 整形外科 / 脳神経外科 / 皮膚科 / 泌尿器科 / 産婦人科 / 眼科 / 耳鼻咽喉科 / リハビリテーション科 / 放射線（診断/治療）科 / 麻酔・ペインクリニック科 / 病理診断科 / 救急科 / 歯科口腔外科 / 形成外科			
併設する介護サービス事業所 訪問看護			
鬼石病院	藤岡市鬼石139-1	52-3121	52-3093
診療科目 内科 / 外科 / 皮膚科 / 整形外科 / 眼科 / 脳神経外科			
併設する介護サービス事業所 介護老人保健施設 / 訪問看護 / 居宅介護支援			
くすの木病院	藤岡市藤岡623-18	24-3111	24-3110
診療科目 内科（消化器・呼吸器・肝臓・腎臓・循環器・糖尿病・内分泌・血液・神経・内視鏡・人工透析） / 外科（消化器・呼吸器・乳腺甲状腺・肛門・血管） / 整形外科 / リウマチ科 / 麻酔・ペインクリニック科 / 泌尿器科 / 皮膚科 / 矯正・歯科口腔外科 / 救急科 / リハビリテーション科 / 放射線診断科 / 臨床検査科			
併設する介護サービス事業所 訪問看護 / 居宅介護支援			

【藤岡市内の入院設備のある病院】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
光病院	藤岡市本郷1045	24-1234	24-1233
診療科目 内科 / 外科 / 小児科 / 循環器科 / 消化器科 / 産婦人科 / 乳腺・甲状腺科 / 皮膚科 / 整形外科 / 肛門科			
併設する介護サービス事業所 通所介護 / 短期入所生活介護 / 居宅介護支援 保険外：サービス付き高齢者向け住宅			
篠塚病院	藤岡市篠塚105-1	23-9261	24-1880
診療科目 一般内科（循環器・消化器・呼吸器） / 神経内科 / 心療内科 / リハビリテーション科 / リウマチ科 群馬県認知症疾患医療センター 篠塚病院 Tel. (0274) 20-1103 (月～土 9:00～15:00)			
併設する介護サービス事業所 介護老人保健施設 / 介護療養型医療施設 / 訪問看護 / 認知症対応型共同生活介護 / 訪問介護 / 居宅介護支援 保険外：サービス付き高齢者向け住宅			

【富岡市内の入院設備のある病院】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
公立富岡総合病院	富岡市富岡2073-1	63-2111	64-3377
診療科目 内科 / 心療内科 / 消化器科 / 循環器科 / 小児科 / 外科 / 整形外科 / 脳神経外科 / 泌尿器科 / 皮膚科 / 産婦人科 / 眼科 / 耳鼻咽喉科 / 歯科口腔外科 / 麻酔科 / 放射線科 / 病理診断科			
公立七日市病院	富岡市七日市643	62-5100	62-5111
診療科目 内科 / 皮膚科 / リハビリテーション科			
併設する介護サービス事業所 療養通所介護 / 訪問看護 / 居宅介護支援			
西毛病院	富岡市神農原559-1	62-3156	64-3826
診療科目 精神科 / 内科 / 皮膚科 / 歯科 西毛病院 認知症疾患医療センター Tel. (0274) 63-8120 (月～金 9:00～17:00、土 9:00～12:00)			
併設する介護サービス事業所 介護老人保健施設 / 介護医療院 / 訪問リハビリテーション / 居宅介護支援			

【下仁田町内の入院設備のある病院】

名 称	所 在 地	電話<0274>	FAX<0274>
下仁田厚生病院	甘楽郡 下仁田町下仁田409	82-3555	82-5998
診療科目			
内科 / 外科 / 整形外科 / 小児科 / 泌尿器科 / 皮膚科 / 眼科 / 耳鼻咽喉科 / 消化器科 / 循環器科 / 呼吸器科 / 糖尿病内科 / 乳腺・甲状腺科			
併設する介護サービス事業所			
介護医療院			

【藤岡市内の診療所】

名 称	所 在 地	電話<0274>
診 療 科 目		
あいおいクリニック	藤岡市藤岡2113-1	24-8811
アレルギー科/内科/呼吸器科/糖尿病内科		
アイリス診療所	藤岡市森264-4	22-2542
内科/呼吸器科/消化器科/胃腸科		
秋山医院	藤岡市小林748-8	22-8315
内科/外科/消化器科/肛門科/胃腸科		
飯田整形外科医院	藤岡市篠塚562	22-5770
リウマチ科/リハビリテーション科/内科/整形外科		
飯塚クリニック	藤岡市下戸塚185-4	40-7700
内科/呼吸器科/循環器科/胃腸科		
石川医院	藤岡市立石560-1	40-2535
内科/消化器科/胃腸科		
石淵皮膚科クリニック	藤岡市879-19	50-4012
皮膚科		
いとう眼科	藤岡市中大塚258-4	23-3700
眼科		
うるま耳鼻咽喉科	藤岡市藤岡132-2	40-2522
耳鼻咽喉科		
おおすかこどもクリニック	藤岡市藤岡1678-1	25-8676
小児科		
栗原胃腸科外科医院	藤岡市神田144-1	40-2299
内科/外科/小児科/整形外科/泌尿器科/皮膚科/肛門科/胃腸科		
小山医院	藤岡市中171-3	20-1200
内科/小児科/循環器科		
斎藤医院	藤岡市藤岡1545-17	22-0765
メンタルクリニック/内科/小児科/心療内科/神経内科/精神科		

【藤岡市内の診療所】

名 称	所 在 地	電話 <0274>
診 療 科 目		
さわだ医院	藤岡市岡之郷685-1	43-1888
内科/外科/小児科/胃腸科		
しののめクリニック	藤岡市中栗須485-5	22-8851
内科/消化器科		
島田クリニック	藤岡市中大塚172-7	23-0005
内科/循環器科/消化器科		
しろやしき内科	藤岡市藤岡1763-3	50-8320
内分泌内科/内科/糖尿病内科		
すぎやまメディカルクリニック	藤岡市下大塚180-11	20-1666
リハビリテーション科/内科/外科/肛門科/胃腸科		
田原内科クリニック	藤岡市藤岡694-1	23-2552
ペインクリニック科/内科/呼吸器科/小児科/循環器科/麻酔科		
中島整形外科クリニック	藤岡市藤岡1760-4	24-1777
リウマチ科/リハビリテーション科/整形外科		
中田医院	藤岡市藤岡640-1	22-0385
内科/小児科/消化器科/大腸・肛門外科		
根岸産婦人科小児科医院	藤岡市中栗須86	24-1111
小児科/産婦人科		
原内科クリニック	藤岡市下戸塚33-1	40-2255
内科		
深沢内科医院	藤岡市上戸塚142-1	22-6555
内科		
藤生皮膚科医院	藤岡市上大塚330-19	24-0160
皮膚科		
藤岡眼科	藤岡市藤岡516-6	24-8400
眼科		
藤岡外科内科クリニック	藤岡市中栗須238-1	22-1356
リウマチ科/内科/外科/皮膚科/肛門科/胃腸科		
星野医院	藤岡市藤岡857-3	22-0116
リハビリテーション科/内科/外科/小児科/整形外科/胃腸科		
松山耳鼻咽喉科気管食道科医院	藤岡市藤岡804-11	24-3387
気管食道科/耳鼻咽喉科		
薬師寺整形外科クリニック	藤岡市下栗須9-2	20-1555
リウマチ科/リハビリテーション科/整形外科		

【藤岡市内の診療所】

名 称	所 在 地	電話 <0274>
診 療 科 目		
やまうち内科 内科/消化器科	藤岡市藤岡424-7	24-5792
山崎外科医院 外科/整形外科/泌尿器科/胃腸科	藤岡市藤岡2351	22-1331
よしだ内科クリニック 内科/呼吸器科/消化器科	藤岡市白石840-2	50-8958

【藤岡市内の歯科医院】

名 称	所 在 地	電話 <0274>
飯島歯科医院	藤岡市藤岡854	23-1177
石川歯科医院	藤岡市藤岡3106	24-1100
井田歯科医院	藤岡市藤岡2113-1	40-2525
魚津歯科医院	藤岡市上大塚1550	24-0676
江本歯科医院	藤岡市藤岡934-1 レジデンスセシモ201	24-1955
遠藤歯科医院	藤岡市藤岡431	24-0013
大竹歯科医院	藤岡市藤岡335-22	22-0297
近藤歯科医院	藤岡市上戸塚124-7	22-8264
坂井歯科医院	藤岡市藤岡46-7	22-0680
清水歯科医院	藤岡市上栗須290-7	22-6655
中央歯科	藤岡市下栗須347-1	24-4180
中栗須歯科診療所	藤岡市中栗須109-15	50-8624
中島歯科医院	藤岡市藤岡111	24-1135
中村歯科クリニック	藤岡市中大塚202-5	22-0055
西泉歯科医院	藤岡市上栗須47-1	24-0418
パールデンタルクリニック	藤岡市藤岡858-25	23-0006
服部歯科医院	藤岡市鬼石4-1	52-2022
原歯科医院	藤岡市藤岡1664-1	22-0079
ふじおか歯科クリニック	藤岡市中栗須908-1	50-4182
ほりぐち歯科医院	藤岡市下栗須252-7	40-8566
前田歯科医院	藤岡市藤岡142	22-0569

【藤岡市内の歯科医院】

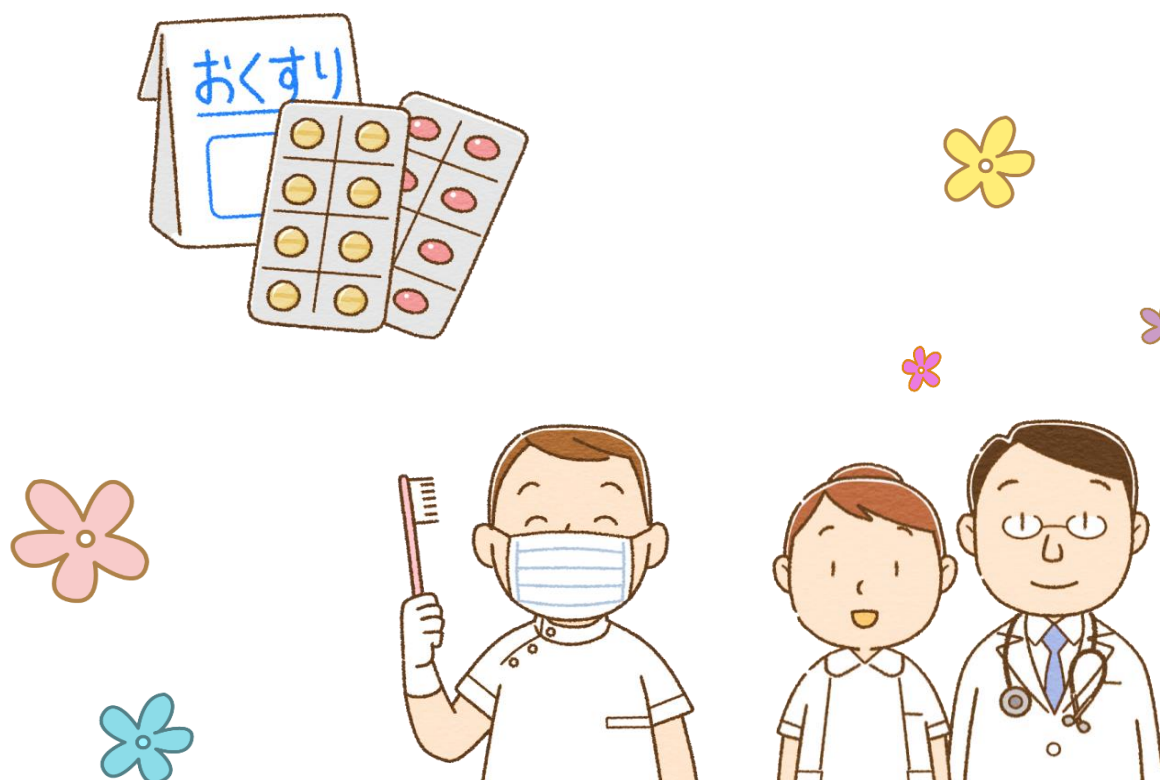
名 称	所 在 地	電話〈0274〉
松岡デンタルクリニック	藤岡市上大塚258-1 ヴィラ・ウィスタリア 1F	22-5533
むらかわ歯科	藤岡市中栗須269-1	22-6480
茂木歯科医院	藤岡市鮎川591	22-8788
森歯科医院	藤岡市森488-3	24-2828
山川歯科医院	藤岡市鬼石乙552	52-5693
リオ歯科クリニカ	藤岡市立石540-4	24-6230

【藤岡市内の薬局】

名 称	所 在 地	電話〈0274〉
アイケイ薬局 藤岡店	藤岡市中栗須779-12	22-4499
アイリス薬局 藤岡店	藤岡市藤岡2110-2	25-8875
あさひ調剤薬局	藤岡市藤岡623-18	50-8885
あすか薬局	藤岡市本郷1108-8	23-7001
あすか薬局 中栗須店	藤岡市中栗須486-1	40-7315
ありす薬局	藤岡市上栗須64-8	20-1190
ウエルシア薬局藤岡北ノ原店	藤岡市藤岡741-1	40-8071
カワチ薬局 藤岡店	藤岡市中字沖924-1	40-9500
クスリのアオキ浄法寺薬局	藤岡市浄法寺1138-1	50-9866
クスリのアオキ藤岡中央薬局	藤岡市藤岡831-1	50-9175
クスリのアオキ藤岡薬局	藤岡市藤岡996-1	50-4047
薬の駅調剤薬局 くりす店	藤岡市中栗須759	40-8911
くりす調剤薬局	藤岡市中栗須586-1	40-8620
コスモス調剤薬局 藤岡店	藤岡市藤岡1764-1	50-4604
さくら薬局 藤岡店	藤岡市藤岡字城屋敷1678-6	40-7121
神農調剤薬局 仲町店	藤岡市藤岡843-7	25-9901
すばる薬局 みどり店	藤岡市下大塚180-1	50-9881
そうごう薬局 藤岡店	藤岡市岡之郷685-3	20-2040
たけのこ薬局	藤岡市藤岡803-2	24-3227
たの薬局	藤岡市中大塚183-5	50-1133

【藤岡市内の薬局】

名 称	所 在 地	電話〈0274〉
戸塚薬局 本町店	藤岡市鬼石131-1	52-6665
なつめ薬局	藤岡市中大塚258-5	40-2656
西須薬局	藤岡市藤岡363	23-3511
たけのこ薬局	藤岡市藤岡803-2	24-3227
バンビ薬局	藤岡市中栗須340-1	50-8927
ファーコス薬局 せせらぎ	藤岡市鬼石145-1	50-3077
ファーマライズ薬局 藤岡店	藤岡市藤岡1756-2	40-2151
藤岡調剤薬局	藤岡市藤岡590-14	22-6031
プラス薬局 藤岡白石店	藤岡市白石829-5	40-7600
みかぼ調剤薬局	藤岡市中栗須字道下780-1	22-7222
ミドリ十字薬局	藤岡市森264-6	24-2531
みどり薬局	藤岡市上大塚330-21	23-6222
未来薬局 藤岡店	藤岡市藤岡字北ノ原877-5	50-8322
山崎調剤薬局	藤岡市上戸塚141-6	50-8000
横田薬局	藤岡市藤岡1146-1	22-0638
よつば薬局	藤岡市藤岡516-7	50-8833



神流町周辺の施設サービス事業者

神流町には介護老人福祉施設が1ヶ所ありますが、その他の施設サービス事業者がないため、周辺地域の事業者を利用することも少なくありません。在宅生活の継続が困難になった時には、心強い存在です。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）			
名称	所在地	電話〈0274〉	FAX〈0274〉
特別養護老人ホーム 音和の園	藤岡市藤岡2874-2	24-2095	24-2024
その他併設サービス 在宅サービス：訪問介護 通所介護 （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援			
特別養護老人ホーム つどい	藤岡市岡之郷8-1	40-3400	40-3403
その他併設サービス 在宅サービス：通所介護 （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護保険外：ケアハウス（さくら）			
社会福祉法人みやび会 ふじの里	藤岡市中大塚880	24-6666	24-6668
その他併設サービス 在宅サービス：通所介護 （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援 介護保険外：ケアハウス（みやび）			
特別養護老人ホーム 真ほろば	藤岡市藤岡1019-2	23-6520	23-6511
その他併設サービス 在宅サービス：訪問介護 通所介護 （介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 居宅介護支援			

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）			
名称	所在地	電話〈0274〉	FAX〈0274〉
御嶽特別養護老人ホーム	藤岡市浄法寺1881-6	52-2231	52-6446
その他併設サービス 在宅サービス：（介護予防）短期入所生活介護 介護保険外：養護老人ホーム			
特別養護老人ホーム ライフゆうかり	藤岡市小林975-1	22-8341	50-9400
その他併設サービス 在宅サービス：（介護予防）短期入所生活介護			
特別養護老人ホーム いずみ	児玉郡 神川町大字上阿久原567	52-6038	52-6153
その他併設サービス 在宅サービス：訪問介護 通所介護 （介護予防）短期入所生活介護 居宅介護支援			
特別養護老人ホーム いろりの友	児玉郡 神川町大字八日市739-2	(0495) 77-1212	(0495) 77-1155
その他併設サービス 施設サービス：介護老人保健施設（かみかわ） 在宅サービス：（介護予防）短期入所生活介護 （介護予防）認知症対応型共同生活介護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）通所リハビリテーション （介護予防）短期入所療養介護 居宅介護支援			



介護老人保健施設

名 称	所 在 地	電話 <0274>	FAX <0274>
介護老人保健施設 鬼石	藤岡市鬼石139-1	52-3666	20-3081

その他併設サービス

在宅サービス：（介護予防）訪問看護
 （介護予防）訪問リハビリテーション
 （介護予防）通所リハビリテーション
 （介護予防）短期入所療養介護
 居宅介護支援

介護老人保健施設 藤岡みどりの園	藤岡市 下大塚字東イツナ525	24-5771	24-1880
----------------------------	--------------------	---------	---------

その他併設サービス

施設サービス：介護療養型医療施設（篠塚病院）
 在宅サービス：訪問介護
 （介護予防）訪問看護
 （介護予防）訪問リハビリテーション
 （介護予防）通所リハビリテーション
 （介護予防）居宅療養管理指導
 （介護予防）短期入所療養介護
 （介護予防）認知症対応型共同生活介護
 居宅介護支援
 介護保険外：サービス付き高齢者向け住宅

介護老人保健施設 かみかわ	児玉郡 神川町大字新里2783-5	(0495) 77-2060	(0495) 77-1618
----------------------	----------------------	-------------------	-------------------

その他併設サービス

施設サービス：特別養護老人ホーム（いろりの友）
 在宅サービス：（介護予防）短期入所生活介護
 （介護予防）認知症対応型共同生活介護
 （介護予防）訪問リハビリテーション
 （介護予防）通所リハビリテーション
 （介護予防）短期入所療養介護
 居宅介護支援

介護医療院

名 称	所 在 地	電話 <0274>	FAX <0274>
介護医療院しのづか	藤岡市篠塚105-1	23-9261	24-1880

その他併設サービス

施設サービス：介護老人保健施設（藤岡みどりの園）
 在宅サービス：訪問介護
 （介護予防）訪問看護
 （介護予防）訪問リハビリテーション
 （介護予防）通所リハビリテーション
 （介護予防）居宅療養管理指導
 （介護予防）短期入所療養介護
 （介護予防）認知症対応型共同生活介護
 居宅介護支援
 介護保険外：サービス付き高齢者向け住宅

その他の高齢者福祉施設（藤岡市内）			
名 称	所 在 地	電話<0274>	設置・経営団体
＜養護老人ホーム＞			
御嶽養護老人ホーム	藤岡市浄法寺1881-6	52-2231	社会福祉法人 龍峰会
＜軽費老人ホームA型・ケアハウス＞			
軽費老人ホーム藤美荘	藤岡市藤岡2860	24-0101	社会福祉法人 藤野園
ケアハウスさくら	藤岡市岡之郷字温井12-4	40-3400	社会福祉法人 伸和会
ケアハウスみやび	藤岡市中大塚880	24-6666	社会福祉法人 みやび会
＜介護付有料老人ホーム＞			
アットホーム尚久上大塚	藤岡市上大塚437-1	25-8683	(株)ホソヤ
スマイリングホーム メディス藤岡	藤岡市小林429-5	22-3000	グリーンライフ 東日本(株)
＜住宅型有料老人ホーム＞			
アットホーム尚久藤岡	藤岡市上落合359-1	50-8788	(株)ホソヤ
ウェルビ・中栗須	藤岡市中栗須751-1	40-7512	(株)ウェルビー ング
おらっ家	藤岡市白石字洞2073-1	20-1021	のざき(有)
かあちゃん家	藤岡市白石字洞2073-7	20-1021	
ガイアたついし	藤岡市立石849、850	50-9415	(有)ガイア
輝日の家 上栗須	藤岡市 上栗須364-4、442-4	50-8090	(株)ホワイトライ フ
輝日の家 美九里	藤岡市矢場713	22-8466	
すがお	藤岡市岡之郷1166-1	50-8558	(株)栄光製作所
すまいーる藤岡	藤岡市中島90-1	25-8880	スマイルケア (株)
すまいーる藤岡別館	藤岡市中島90-2	50-4422	
ひだまりの家藤岡	藤岡市中大塚302-1	25-8900	(株)こもれび
ぷらすけあ藤岡	藤岡市上栗須69-4	25-8523	(株)恵友塾
ふれあい花の湯	藤岡市金井626-1	25-8931	株式会社はなわ 社会福祉
ふれあい花の湯Ⅱ	藤岡市金井631-1		
ふれあい藤岡	藤岡市藤岡2098-6	50-8747	
メゾンかえで	藤岡市高山1703-1	22-0130	(株)梅香苑
休屋	藤岡市岡之郷660-1	25-8711	(株)日本ケアスト ラテジー

その他の高齢者福祉施設（藤岡市内）

名 称	所 在 地	電話〈0274〉	設置・経営団体
＜住宅型有料老人ホーム＞			
ゆい	藤岡市藤岡2268-1	50-8842	(株)ゆい
ゆい2号館	藤岡市白石字上郷255	25-8890	
優和の里藤岡	藤岡市上大塚1753-1	25-8747	(有)優和の里
湯ざくら	藤岡市鬼石1044-2	50-8112	(株)加藤組
リバティハウスふじおか	藤岡市上戸塚101-1	40-2171	(有)リバティライフ
＜サービス付き高齢者向け住宅＞			
かわせみの里	藤岡市鬼石842-2	25-8873	株式会社だんらん
ケアコート青い空	藤岡市上大塚444-1	25-8444	株式会社コン フォートプレイス
ケアコートおひさま	藤岡市藤岡2170-1	50-8912	
ケアコートひまわり	藤岡市藤岡1415-1	23-8400	
ケアタウンたいよう浄法寺	藤岡市浄法寺1036-2	50-9113	株式会社サン
ご隠居長屋和楽久藤岡の家	藤岡市金井641-1	25-8212	平野 隆
こもれび	藤岡市 本郷字木ノ下2222-1	25-8814	株式会社南風
さくら	藤岡市藤岡2987	50-8711	医療法人 和光会
フォレスト	藤岡市篠塚105-1	25-8885	医療法人 育生会
まどか	藤岡市白石933	50-9538	(株)金澤工務店
みかほの郷	藤岡市小林邸東698-1	50-6100	美松ライフサポ ート株式会社
みやびの里	藤岡市中大塚889-1	50-7100	美土里福祉会株式 会社
湯ざくら八塩	藤岡市鬼石1029-2	50-8686	(株)加藤組

※ 他の地域の情報をご希望の方は、担当ケアマネジャーや地域包括支援センターまで
ご相談ください。



メモ

…お気軽にご相談ください…

神流町保健福祉課 地域包括支援係
(神流町地域包括支援センター)

電話：050-3665-0431 (課直通)

※ 休日や夜間は代表電話にご連絡ください ※

※ 担当者が折り返しご連絡致します ※

(0274) 57-2111 (代表)



H30年作成
R2年4月改訂
R2年11月改訂
R3年4月改訂
以降、年度毎見直し